
令和7年度社会福祉法人 三彩の里 事業計画

《基本方針》

利用者及びそのご家族が地域社会で安心して暮らせる環境づくりを目指し、関係自治体・地域団体との連携を一層推進してまいります。

行政機関、医療・福祉・地域コミュニティーなど多様なパートナーと連携し、情報共有や研修の充実を目指して、支援の質の向上を目指します。

業務継続に向けた計画（BCP）の策定や災害対策を含めたリスク管理体制の整備を進めていきます。

共生する社会の実現に向け、障害者を、「必要な支援を受けながら、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、自らの能力を発揮し、自己実現できるよう支援する」という基本計画の理念に基づき、三彩の里では今後の方向性を見定めながら、地域に根差した社会福祉法人として地域福祉の向上を目指すとともに、当法人ならではの社会貢献を目指し、利用者の人権尊重やコンプライアンス意識の向上を図り、虐待及び事故防止・ハラスメント防止に努め、安心・安全、地域移行、地域福祉の推進、工賃向上、職員の資質向上を目指し以下の事業を実施してまいります。

1、理事会の開催予定

開催年月日	場 所	主 要 議 案
令和7年5月	三彩の里会議室	令和6年度事業報告・収支決算報告に就いて
令和8年3月	三彩の里会議室	令和8年度収支予算書案承認に就いて

2、評議員会の開催予定

開催年月日	場 所	主 要 議 案
令和7年6月	三彩の里会議室	令和6年度事業報告・収支決算報告に就いて

3、監事監査の実施予定

実施年月	場 所	監 査 担 当 者	備 考
令和7年5月	三彩の里会議室	朝 長 靖 彦	処遇・サービス
		今 里 和 弘	財務諸表

4、長崎県福祉保健部監査指導課、大村市福祉サービス適正室による指導監査の実施

5、施設の指導・管理

- (1) 生活介護事業：生活の質の向上
- (2) 就労継続支援事業B型：工賃向上計画、生産性向上と ICT 化の促進
- (3) 施設入所支援の充実を図る
- (4) 共同生活援助事業：GH ぱびるすの支援、環境整備
- (5) 利用契約書、重要事項説明書、サービス利用説明書、個別支援計画書策定
- (6) 新型コロナウイルス及び感染症に係る対応、口腔衛生管理
- (7) 防犯対策：防犯訓練、監視カメラ、監視モニターの設置
- (8) 避難訓練：火災、自然災害等の訓練
- (9) 地域交流：情報収集・各機関、団体との相互利用・イベント参加、陶芸教室等
- (10) ハラスメント防止：対策、研修
- (11) 苦情解決・虐待防止：虐待防止委員会の設置、身体拘束等の適正化の推進
- (12) 人材育成：エンパワメントの向上・オンラインによる会議、研修会への参加・内部研修

6、各種委員会・会議

- (1) 工賃評価委員会
- (2) 広報誌“sansai”編集委員会
- (3) 感染症対策衛生委員会
- (4) 虐待防止身体拘束適正化委員会
- (5) サービス向上検討委員会
- (6) 5S委員会
- (7) 地域連携推進会議
- (8) 生活支援会議
- (9) 就労支援会議
- (10) 入所支援会議

令和7年度就労継続支援B型事業計画

就労継続支援B型事業では、工賃向上に繋がる指導のほか、販売や社会訓練等を通して地域との交流を行い、就労に限らず生活面等を含めた総合的な向上を目指した支援を行う。

また、工賃向上計画においては、各課で目標工賃を設定（下記参照）した為、達成できるよう取り組んでいく。

目標工賃の支給を達成するには、売上・利益の確保が重要である為、原材料費や光熱費の高騰の中でも利益になる商品価格設定や開発を行っていく。

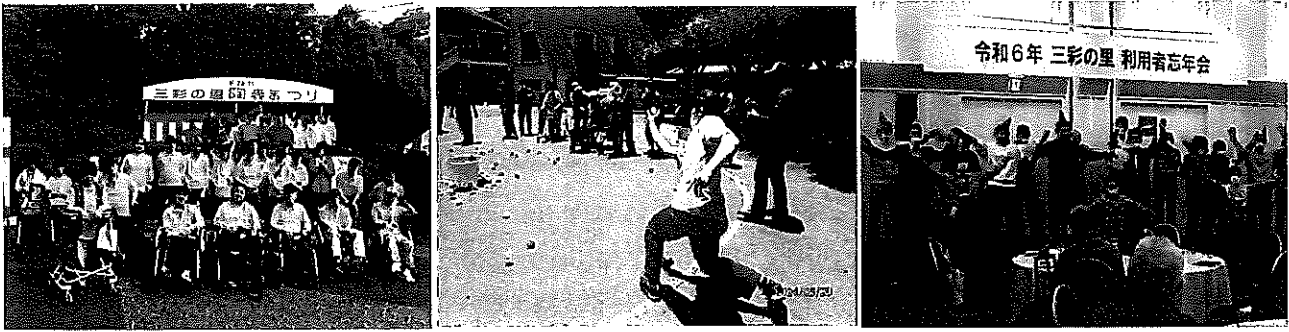
基本方針

利用者のニーズを基本とした超短期目標や目標工賃を個別支援計画書に盛り込み、個別支援計画書に沿った支援を行う。また、工賃向上計画達成に向け、利用者の技術や売上向上を目指していく。

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
就労継続支援B型	22,513円	23,689円	見込み 24,337円	予定 25,786円
陶芸課	19,484円	21,524円	見込み 23,140円	予定 25,000円
食品加工課	23,469円	23,039円	見込み 23,028円	予定 25,000円
軽作業課	23,979円	24,689円	見込み 25,315円	予定 26,000円

就労継続支援B型事業 年間予定表

月 日	販売名・行事名	場 所	特 徴
5月上旬	三彩の里陶器まつり	三彩の里	陶器を中心とした販売
5月下旬	陶器まつりお疲れ様会	スタミナ太郎	陶器まつりを労うお食事会
5月下旬	チャレンジデー	三彩の里	住民の健康づくりや町の活性化を目的としたイベント
7月下旬	避難訓練(自主訓練)	三彩の里	災害への意識付けと訓練を行う
8月上旬	三彩の里納涼祭	三彩の里	地域交流を目的としたお食事会
9月1日	防災の日	三彩の里	災害に関する動画鑑賞・非常食を食べることにより防災意識向上を図る
10月上旬	三彩の里彩フェスタ	三彩の里	地域交流を目的とした施設イベント
11月	利用者旅行		2年に1回利用者の希望に沿った旅行を企画・実施する
11月下旬	合同避難訓練	三彩の里	サムコテクシブと連携しての避難訓練
12月中旬	利用者忘年会	施設外	
2月初旬	初午祈願	昊天宮	昊天宮にて1年の安泰を祈願する



※令和6年の行事写真

【課別事業計画】

陶芸課 利用者6人

陶器製造に関して時代やお客様のニーズに合ったデザインを考えつつ、身近に使えるものや贈答品として選んでいただけるなど用途に合わせた製品作りに取り組んでいく。

販売については、陶器まつりなどのイベントを通して多くの方に「三彩焼」を知って頂き、魅力ある商品提供や情報発信を行っていく。また、商品の価格も材料費や光熱費などの高騰を踏まえ改定を行い4月より値上げをして販売を行う。

外部出店に関しては、イベント内容・時季、ニーズなどの情報を収集したうえで、商品陳列の工夫やポップに力を入れ、売上向上に繋げていく。

陶芸教室についても材料費や光熱費の高騰に伴い、価格改定を行い4月より値上げを行い対応し、お客様には陶芸文化の振興と障害者福祉への理解の促進を目的としながら、思い出の一つとなる体験にできるよう努めていく。

作業面では、利用者一人一人の作業内容見直し、障害に合わせた支援を改めて職員と利用者で一緒に考え、より品質の高い商品が製造できるよう指導・支援を行い工賃アップへと繋げていく。

現在の課題点

- ① 利用者の高齢化による作業率の低下、人数の減少について
- ② イベントや委託先、外部出店における売上について
- ③ 新商品開発、販売経路等の確保について

課題に対する計画

- ① 一人一人の作業工程の見直しを改めて行い作業の細分化を図り、製品の品質も上げながら作業技術の維持と向上を目指す。
- ② ③ イベント内容、顧客ニーズなどを考え新商品の開発や積極的な販売会への出店・営業などを行い販路拡大へと繋げていく。

委託先(委託販売)： 鈴田峠農園・街角のふれあいショップ・もみの木・長崎県物産振興協会
大村市観光案内所・出光美術館(門司)・産直松吉

販売先：大村市役所(オレンジクローバー)、ふれあいショップ(長崎市内各所ショッピングモール、大村市内商業施設等)、農福連携等

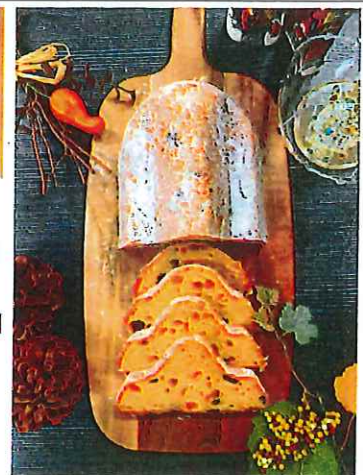
(パン工房 BONNE)

食品加工課の平均工賃については、令和 6 年度は令和 5 年度より下がっている為、今年度は目標工賃を達成できるよう個別支援計画書を見直し、それに沿った指導・支援を行う。製造面では、原材料・光熱費等のコストを意識し、適正な商品価格の設定を行い、利益確保に努める。また、安定した商品提供や作業効率の向上を目指し、課内で常に情報共有や検討を行っていく。

他、4 月よりカフェ BONNE が再開する為、共同で企画を行い、共に売上向上に繋げていくよう取り組んでいく。

【課題に対しての計画】

現在の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原材料、光熱費等が向上している中、商品価格を据え置いており適正価格（利益が出る価格）で提供していると言えない状態 2. 売上のカテゴリーで伸びている項目と伸び悩んでいるカテゴリーがあり、業務内容の見直しや改善が必要 3. 販売商品の見直し 4. 目標工賃が前年度より下がっている
1 に対する計画	原材料・原価率を算出し、現在の価格設定が適正なのか見直す。原材料率が高い商品については商品内容の見直しを行い、今年 4 月より値上げを実施する。
2 に対する計画	直接販売（企業等からの注文）については売上向上しているが、販売や委託については伸び悩んでいる。販売場所や季節にあった商品販売などニーズを汲み取った商品展開を行う。
3 に対する計画	月餅（賞味期限が長い商品）に続く商品開発を行う。また、商品開発については、既存商品にアレンジを加えて商品数を増やしていく。
4 に対する計画	高工賃の利用者の工賃ランクが低下したことが原因となる。今年度は全体的な工賃向上を目指し、生産率向上に繋がる指導・支援を行う。



(カフェボンヌ)

以前よりカフェボンヌでパン販売して欲しいという声が挙がっていた為、カフェボンヌの業務形態を変更し、木・金曜日はカフェボンヌでパンを販売し、土曜日のみカフェ業務を行った。

ただ、月～水曜日はカフェボンヌを使用していない状態であり、本来の目的から逸脱していることから会議を重ね、4月よりカフェを主（パン販売も継続）として業務を再開することとなった。

新たな取り組みとしては、高級路線ではなく、業務の効率化や提供時間短縮を行い、多くの方に利用して頂けることを目指す。また、パン工房 BONNE とのコラボし、知名度・集約力向上に努めていく。

利用者支援においては、接客、調理補助、清掃、その他パン販売の準備などの指導を行い、合わせて生活面のサポート支援も行っていく。その他の取り組みとして、利用者より要望があった誕生会を毎月カフェにて実施する。

（軽食ターンマーク）

令和6年2月から調理師が入ったことで和食のメニューが増え、作業効率が上がり利用者の作業向上に繋がってきている。

昨年10月にメニューの値上げを行い、売上が下がる傾向にあったが、お得な日替わりランチや新メニューの自家製焼き豚をのせたラーメンを加え、お客様に喜んで頂けるようなメニューを提供し売上向上に努めている。昨年からの原材料や光熱費の高騰が続いており、原価率の平均が38%になっているので原材料の見直しやメニュー構成を変更するなど、可能なかぎり経費を抑え、さらに原価率が30%以下になるように努める。また、お客様のニーズに合わせた料理やテイクアウトメニューも増やし売上向上とSNS（インスタグラム）等の情報発信の強化し集客を目指す。

利用者支援については、作業能力を引き出し利用者に応じた技術向上ができるよう支援を行い、工賃向上に繋げていき生活面のサポートも行いたい。

軽作業課 利用者16人

令和6年度は3名の利用者の工賃アップを達成することができたが、利用者のなかにはランクがHランク以下の利用者が6名いることから、1ランクアップを達成できるよう計画を見直して支援を行っていく。物価高騰から清掃用品や洗剤等の消耗品の価格も上がってきていることから経費の見直しを行い、利用者工賃へまわしていけるよう努める。

大村市委託の清掃業務も契約予定となっており、その場を利用されるお客様が気持ちよく過ごして頂けるよう、利用者の清掃技術の向上、洗剤等の新たな清掃用品の導入、作業の効率化ができるよう取り組んでいく。また共同受注センターからの作業依頼を積極的に受け、売上げ向上を目指す。

また、施設内の作業の内容が、しめじキャップの洗浄作業、野菜の受託加工作業のみとなってしまっており、施設内で作業に取り組んでいる利用者を取り残されている状況にある為、作業内容の見直しを行っていく。

① 現在の課題点について

施設内の作業内容がしめじキャップの洗浄作業、野菜の受託加工作業が主な作業となっており、施設内作業を中心に行っている利用者の工賃が低い。

② 課題に対する計画について

現在行っている作業以外に、木工製品や縫製品に取り組み、作業の幅を広げられるよう試みる。既存の作業に対しても機械化に取り組み、時間短縮、他の作業へ取り組めるよう省力化を図る。

委託先（委託販売）：鈴田峠農園・おおむら夢ファームシュシュ・大村市観光案内所
あさちゃんの店・街かどのふれあいショップ・バイソン
産直かやぜ・産直市場大きな新鮮村、産直松吉

下請け業務（受託加工）：県央青果（株）・長崎きのこ・大洋食品（株）

施設外作業（契約清掃先）：中心市街地複合ビル・ハイテク記念公園
鎮西学院大学大村サテライトキャンパス

施設外作業（除草作業等）：環境保健研究センター・長崎県障害者共同受注センター
棕の木ハイツ、大村市環境センター



【保健衛生・生活面】

職員間・委託医、医療機関との情報交換や共有を行い、早期発見・早期対処に努めていく。また、必要な利用者には服薬管理や定期的な体重測定・血圧測定、のじま歯科往診による治療・ブラッシング指導等を実施。その他、健康診断を年2回行い、健康維持に努めていく。

感染症対策として、マスク着用・手洗い・うがいの励行・予防接種を行い継続した感染症対策を行っていく。

生活面については、施設行事や（支援が必要な利用者に対して）買い物訓練の実施を行い、生活が充実するよう努めていく。

【給食面】

給食委託業務を行っているみらいフードサービス株式会社とは、月1回給食会議を実施し情報共有や改善を行っていく。また、嗜好調査や（通所者については）残食表記入により利用者の食事に関しての管理・改善を行っていく。

令和7年度 生活介護事業計画

(基本方針)

食事や入浴・排泄などの日常動作が困難な利用者に対して、その利用者に寄り添い、ニーズに合った必要な介助を行う。また、リハビリ訓練や生産活動、創作活動の機会を提供し、余暇活動の充実に結び付くよう支援を行う。

【生活支援について】

1. 個別ニーズに応じた日常生活支援について
 - ① 必要に応じてアセスメントを行い、サービス管理責任者を主体に利用者本人も参加する個別支援会議を開き支援計画の立案・支援及び支援状況の評価・検討を行う。
 - ② 相談支援事業所と連携し迅速な対応を行う。
 - ③ 利用者個別のニーズに応じた移動支援や入浴介助等の支援を行う。
2. 機能回復訓練について
 - ① 理学療法士(外部委託)によりリハビリテーション・プログラムを作成し、実施する。
 - ② 季節ごとのイベント(豆まき、バレンタイン、節句、七夕、クリスマス)での菓子作りや準備・飾り作り等も指先のリハビリも兼ねて実施する。
3. 介護支援について
 - ① 利用者のニーズに応じた個別の介護支援を実施する。
 - ② サービス管理責任者を主体に支援状況の評価及び検討会議を行い、利用者のニーズに合うよう改善する。
 - ③ 介護についての施設内研修、施設外での専門研修を実施し、基本技術・知識の向上に努める。
4. 社会資源の活用、余暇活動について
 - ① 季節毎のイベント外食会を実施していく。
 - ② カラオケや映画鑑賞を行う。
 - ③ 外出困難者の定期的な外出支援を実施する。
 - ④ 毎月一回理容師に来ていただき散髪支援を実施する。
5. 作業訓練について

午前中は各課(軽作業、陶芸課、食品加工課)にて、機能訓練を兼ねた、創作活動や生産活動を提供する。

【保健衛生面】

1. 日常の健康管理・

- ① 健康状態の細やかな観察に努め、疾病の早期発見・早期対応に努める。
- ② 嘱託医および定期受診先への連絡、職員間の情報交換を図りながら、健康維持に努める。
- ③ 降圧剤を服用中の利用者に対しては随時血圧測定を行ない、受診先の医療機関との連携し、血圧コントロールに努める。
- ④ 糖尿病で内服治療を行っている利用者の状態観察を行い、低血糖・高血糖に注意し受診先の医療機関との連携を取り、食事関係は調理員と連携を取り安定した生活が出来る様に努める。
- ⑤ 服薬管理については、本人の確認・薬袋の名前の確認・服薬時間の確認を実施し、セットは看護師が行い、夜勤者1名で二重チェックを行う。土日祭日には日直者に同じ確認を実施してもらえるように伝える。
- ⑥ 月1回の体重測定を実施する、BMIを出し支援員、調理員とともに検討する。
- ⑦ 40歳以上の利用者は月に一度血圧測定を行う。高血圧の利用者は週に一度、または毎日測定する。
- ⑧ 歯科往診によるブラッシング指導及び、定期検診を実施する。ブラッシングが十分出来ない利用者には休み時間やリハビリの時間を利用して、ブラッシング支援を行う。市や県を交えての職員間の知識の向上を行う。
- ⑨ 皮膚科往診及び受診を行い、処方された軟膏で処置を行い、付き添いで処置の指導を行う。

2. 定期健康診断

年2回の定期健康診断を実施し健康管理に務める。

1回目（問診、血圧、胸部レントゲン、40歳以上は採血、検尿）

2回目（問診、血圧、検尿、身長、体重）

3. 感染症等の予防対策

- ① コロナウイルス感染症の対策として、基本的な（マスク着用、手指消毒、密を避ける、定期的な換気）を実施する。
- ② 感染症対策委員会を交え、職員の行動管理、健康管理の徹底（毎日の検温、風邪症状は無いかな）実施及び観察を行う。
- ③ 陽性者発生時に備えた事前の感染区域、シミュレーション等を行っておく。
- ④ 必要物品の管理（マスク、手袋、フェイスシールド、消毒液）等の在庫管理。
- ⑤ 陽性者発生時の事業所内体制の確認（指揮命令系、連絡体制、情報提供体制）。
- ⑥ 陽性者発生時に備えた、嘱託医、協力医、かかりつけ医等の調整。
- ⑦ 食中毒やインフルエンザ対策としては、手洗いやうがいの励行及び手指消毒の徹底に努める。又、インフルエンザに対しては予防接種を実施する。
- ⑧ 情報を収集し適宜職員・利用者に向けて周知させる。
- ⑨ 施設内で発生した場合は速やかに医療機関と連携、必要に応じて保健所に指示を仰ぐ。

4. 転倒防止について

- ① 「ヒヤリ・ハット」事例を検証し事故の未然防止に努める。
- ② 環境整備を行い、廊下の水濡れなどがないように努める。

5. 居室衛生管理について

- ① 定期的に居室チェックを行い、指導及び環境整備に努める。
- ② 半年に1回程度、殺虫剤を使い居室内の害虫駆除を行う。

6. 健康講座など利用者むけに行う

- ① 虫歯予防のためのブラッシング支援を行う。月1回の野島歯科受診時に医師、歯科衛生士に指導を仰ぐ。
- ② 感染症に関して（コロナウイルス・インフルエンザウイルス・ノロウイルス）流行前に自治会など時間を設け講座を行う。

【給食面】

1. 食事提供

- ① 毎月、業務委託先と給食会議を開催し、利用者の食事状況の把握等を確認する。
- ② 利用者の食事形態や食事の量、摂取量を観察する。
- ③ アレルギー・薬の兼ね合いにより食べられない食品を把握する。
- ④ 1年に1回、日常の食事や行事食、食環境に対する意見や要望をアンケート形式の聞き取りにて実施し、嗜好や食事に対する不満等の状況の把握を行う。

【その他】

1. 虐待対策について

虐待対策・防止について施設内研修を実施する。利用者とのコミュニケーションをとり、相互に理解し信頼関係深めることに努める。常に利用者及び家族からの苦情・要望等を傾聴し速やかに対応する。

2. 苦情解決について

常に利用者（家族含む）からの意見・要望等を傾聴し、迅速な対応する。
利用者（家族含む）から苦情等の訴えが出された場合も速やかに対応する。

【生活介護 主な年間行事予定表】

月	主な行事	月	主な行事
4月	花見(桜)	10月	彩フェスタ ハロウィン
5月	陶器まつり 陶器まつり打上げ食事会	11月	紅葉見学 食事会
6月	菖蒲見学 食事会	12月	クリスマス(飾り付け等) 利用者忘年会
7月	七夕会(飾り付け等) 健康診断	1月	成人・還暦祝い 健康診断
8月	納涼祭	2月	初午祈願・節分(豆まき) バレンタイン
9月	防災の日	3月	居室替え

令和7年度 施設入所支援事業計画

〈基本方針〉

令和7年度は、利用者のニーズに沿った個別支援サービスを充実し生活の質を向上させるため、利用者やその家族の思いに傾聴するよう努める。また、関係機関と提携し迅速な対応が遂行できるように取り組む。

1. 生活支援について

個別支援サービスの充実

- ① サービス管理責任者を主体にし、利用者個々の希望に応じた個別支援計画書を作成する。
- ② サービス管理責任者を主体に必要な応じて利用者自身が参加するケア会議・サービス利用担当者会議を実施し、個別ニーズに沿った個別支援サービスを提供する。

相談支援について

- ① 個別面談を実施し、生活状況を把握する。
- ② 安心・安全な施設生活を送れるよう、傾聴の姿勢を忘れず利用者の話を真摯に受け止め迅速に対応する。

2. 介護支援について

個別ニーズに沿った介護支援

- ① サービス管理責任者を主体に、個別ニーズに応じた介護支援を行う。
- ② 支援状況の評価及び検討会議を実施する。

介護サービスの充実について

- ① 利用者個々に合った適切な介護サービスを提供する。
- ② 介護についての施設内研修を実施し、基本技術や知識の向上並びに利用者の日常生活動作に応じた介護サービスを行う。
- ③ 理学療法士（外部委託）により個別ニーズに沿ったリハビリテーションプログラムを作成し実施する。

【保健衛生面】

1. 日常の健康管理

- ・ 健康状態の細やかな観察に努め、疾病の早期発見・早期対応に努める。
嘱託医および定期受診先への連絡、職員間の情報交換を図りながら、健康維持に努める。
- ・ 降圧剤を服用中の利用者に対しては随時血圧測定を行ない、受診先の医療機関との連携し、血圧コントロールに努める。
- ・ 糖尿病で内服治療を行っている利用者の状態観察を行い、低血糖・高血糖に注意し受診先の医療機関との連携を取り、食事関係は調理員と連携を取り安定した生活ができる様に努める。

- ・ 服薬管理については、本人の確認・薬袋の名前の確認・服薬時間の確認を実施し、セットは看護師が行い、夜勤者 1 名で二重チェックを行う。土日祭日には日直者に同じ確認を実施してもらえるように伝える。
- ・ 月 1 回の体重測定を実施する、BMI を出し支援員、調理員とともに検討する。
- ・ 40 歳以上の利用者は月に一度血圧測定を行う。高血圧の利用者は週に一度、または毎日測定する。
- ・ 歯科往診によるブラッシング指導及び、定期検診を実施する。ブラッシングが十分出来ない利用者には休み時間やリハビリの時間を利用して、ブラッシング支援を行う。市や県を交えての職員間の知識の向上を行う。
- ・ 皮膚科往診及び受診を行い、処方された軟膏で処置を行い、付き添いで処置の指導を行う。

2. 定期健康診断

年 2 回の定期健康診断を実施し健康管理に務める。

1 回目 (問診、血圧、胸部レントゲン、40 歳以上は採血、検尿)

2 回目 (問診、血圧、検尿、身長、体重)

3. 感染症等の予防対策

- ・ コロナウイルス感染症の対策として、基本的な（マスク着用、手指消毒、密を避ける、定期的な換気）を実施する。
- ・ 感染症対策委員会を交え、職員の行動管理、健康管理の徹底（毎日の検温、風邪症状は無い か）実施及び観察を行う。
- ・ 陽性者発生時に備えた事前の感染区域、シミュレーション等を行っておく。
- ・ 必要物品の管理（マスク、手袋、フェイスシールド、消毒液）等の在庫管理。
陽性者発生時の事業所内体制の確認（指揮命令系、連絡体制、情報提供体制）。陽性者発生時に備えた、嘱託医、協力医、かかりつけ医等の調整。
- ・ 食中毒やインフルエンザ対策としては、手洗いやうがいの励行及び手指消毒の徹底に努める。
又、インフルエンザに対しては予防接種を実施する。
- ・ 情報を収集し適宜職員・利用者に向けて周知させる。
- ・ 施設内で発生した場合は速やかに医療機関と連携、必要に応じて保健所に指示を仰ぐ。

4. 転倒防止について

- ・ 「ヒヤリ・ハット」事例を検証し事故の未然防止に努める。
- ・ 環境整備を行い、廊下の水濡れなどがないように努める。

5. 居室衛生管理について

- ・ 定期的に居室チェックを行い、指導及び環境整備に努める。
- ・ 半年に 1 回程度、殺虫剤を使い居室内の害虫駆除を行う。

6. 健康講座など利用者むけに行う。

- ・ 虫歯予防のためのブラッシング支援を行う、月 1 回の野島歯科受診時に医師、歯科衛生士に指

導を仰ぐ。

- ・ 感染症に関して（コロナウイルス・インフルエンザウイルス・ノロウイルス）流行前に自治会など時間を設け講座を行う。

【給食面】

1. 食事提供

- ① 毎月、業務委託先と給食会議を開催し、利用者の食事状況の把握等を確認する。
- ② 利用者の食事形態や食事の量、摂取量を観察する。
- ③ アレルギー・薬の兼ね合いにより食べられない食品を把握する。
- ④ 1年に1回、日常の食事や行事食、食環境に対する意見や要望をアンケート形式の聞き取りにて実施し、嗜好や食事に対する不満等の状況の把握を行う。

【その他】

1. 非常災害及び施設整備について

- ① 火気の取り締まり・電気・燃料等の安全な取り扱いを徹底し、事故防止に努める。
- ② 消防署・近隣企業（SUMCO）との合同避難訓練を実施する（年2回）。各種設備の点検・整備に努める。また、設備の取り扱い等、職員への周知徹底を図り災害時の対応に備える。
- ③ 自然災害対策に基づく避難訓練を実施する（年1回）。
- ④ 防犯講習及び訓練を実施する（年1回）。

2. 虐待対策について

- ① 虐待対策・防止について施設内研修を実施する（年1回）。
- ② 利用者とのコミュニケーションに努め、相互に理解を深める。
- ③ 常に利用者及び家族からの苦情・要望等を傾聴し速やかに対応する。

3. 苦情解決について

- ① 常に利用者（家族含む）からの意見・要望等を傾聴し、迅速に対応する。
- ② 利用者（家族含む）から苦情等の訴えが出された場合は、苦情解決実施要綱に基づき速やかに対応する。

令和7年度 共同生活援助『グループホームぱびるす』事業計画

(基本方針)

「グループホームぱびるす」は利用者の自立を目指し、家庭的な雰囲気のもと地域において共同して日常生活を営むことが出来るよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、利用者の生活の質の向上を図ることが出来るよう適切な支援を行う。

【サービス内容】

- (1) 支援計画作成については、適宜アセスメントを行い利用者のニーズに沿った日常生活を営むことが出来るような支援計画に努める。また、身体等の変化により入院等の支援を行う際、支援内容を支援計画書へ入れ込んでいく。
- (2) 支援計画に基づき、常に利用者の心身の状況を把握し、食事の準備・居室清掃や日中活動の為の送迎・余暇活動支援等必要に応じたサービスの提供に努める。

【行事について】

- (1) 同法人内の行事（陶器まつり・彩フェスタ・忘年会等）に参加や地域行事等への参加を促し交流を図り、人間関係の構築を図る。
- (2) 利用者の希望を取り入れながら企画・提供し（歓迎会・誕生会・忘年会等）利用者の生活の質の向上を図る。

【職員研修について】

- (1) 施設内外研修等に積極的に参加し、支援従業者（世話人）の資質向上を図る。
- (2) 月に一度、世話人会議等を実施し、利用者の情報の共有を行う。

【緊急時等における対応】

- (1) 利用者の身体状況に緊急事態等（病気・交通事故）が生じた際は、速やかに主治医に連絡すると共に管理者に報告し、通院・入院をすすめる。

【非常災害対策について】

- (1) 法人内の災害対策に準拠し、避難訓練の実施等を遂行する。特に近年多発している自然災害対策（地震等）・防火対策においての周知徹底や避難訓練を実施していく。その際に、消火器の使用法、避難経路の確認・周知も行なっていく。
- (2) 非常災害時の備蓄用飲食物・懐中電灯・乾電池等の防災用品の設置。

【虐待対策について】

- (1) 虐待対策・防止、身体拘束について法人内外の研修に参加し、職員としての心構え及び対応等について周知していく。

- (2) 利用者とのコミュニケーションに努め、相互に理解を深めるよう努める。常に利用者及び家族からの苦情・要望等を傾聴し速やかに対応していく。

【苦情解決について】

- (1) 常に利用者（家族含む）からの意見・要望等を傾聴し、迅速な対応に努めていく。
- (2) 利用者（家族含む）から苦情等の訴えが出された場合は、苦情解決実施要綱に基づき速やかな対応に努めていく。

【利用希望者の獲得について】

- (1) 入居者定員が4名となっているが、1名の空室の状態が続いている。相談支援事業所等と連絡を取り合い、新規利用者の獲得を目指す。